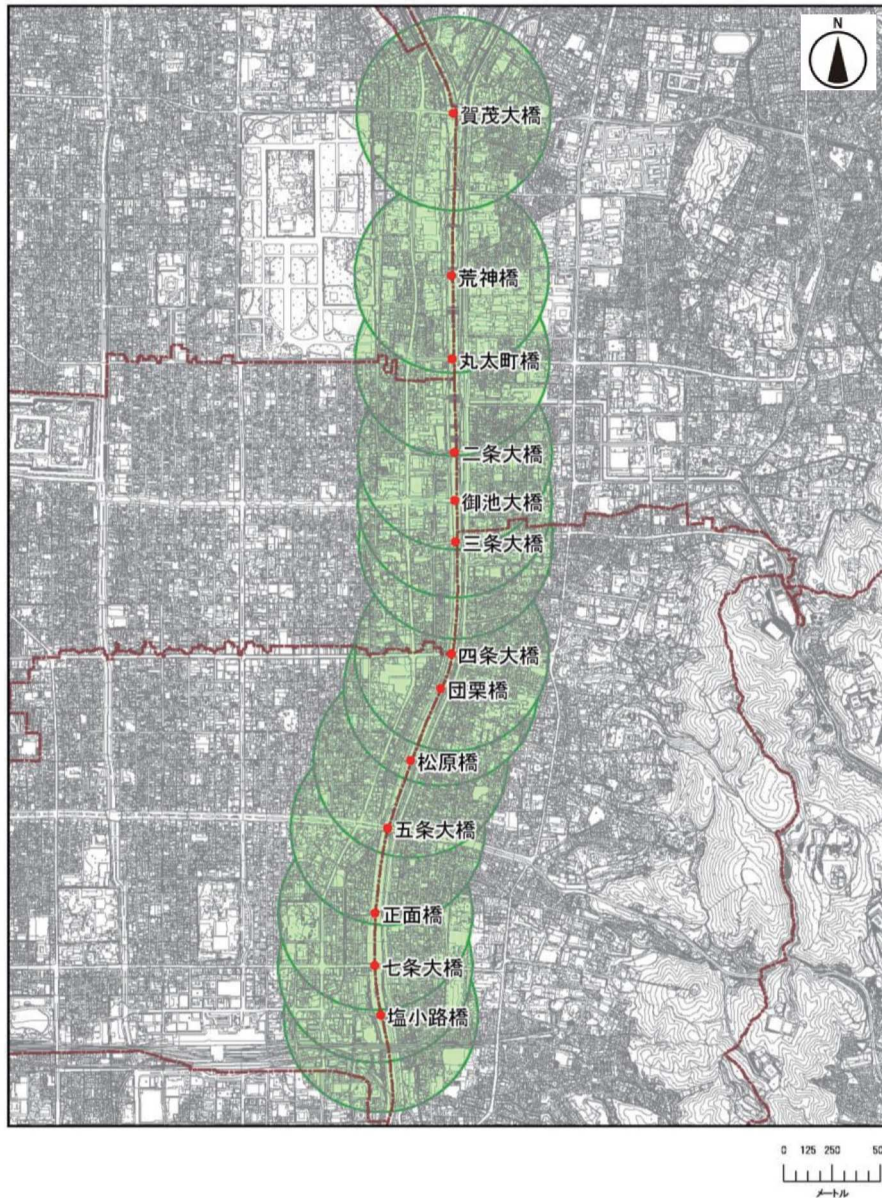


(47) 鴨川に架かる橋からの鴨川



●保全区域の範囲

凡例	区域の種別	区域の範囲
●	視点場	賀茂大橋から塩小路橋までの鴨川に架かる橋(賀茂大橋, 荒神橋, 丸太町橋, 二条大橋, 御池大橋, 三条大橋, 四条大橋, 団栗橋, 松原橋, 五条大橋, 正面橋, 七条大橋及び塩小路橋)
■	近景デザイン保全区域	賀茂大橋から塩小路橋までの鴨川に架かる各橋の中心から水平距離が500m以内の範囲

●近景デザイン保全区域の基準

	1 建築物等は、鴨川の橋上から望見できる河川、山並みが一体となって構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
形態・意匠	● 建築物等の各部分は、良好な水辺の景観を形成するものとする。
色彩	● 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、水辺又は山並みとの調和に配慮したものとする。
その他	● 良好な見晴らしの眺めの保全及び形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

